

**実務経験証明書例（第二種電気工事士免状を取得し、電気工事業者に雇用され、一般用電気工作物の実務経験がある場合）**

|   |  |                |           |
|---|--|----------------|-----------|
| 氏名  | 京都 太郎  | 生年月日           | 昭和〇〇年〇月〇日 |
| 有資格区分<br>(取得年月日)  | ア 第二種電気工事士免状(京都府 第〇〇〇〇〇号) 平成12年4月12日取得<br>イ その他( ) | <b>必ず記入</b> 取得 |           |
| 期間  | (※1) 平成12年5月～17年7月                                 | 通算             | 5年 2ヶ月間   |
| <p>&lt;試験合格の場合&gt;</p> <p>ア 一般用電気工作物の設置・変更等の工事に従事していた。<b>免状取得日以降</b><br/>(一般家庭用の屋内配線工事など)</p> <p>イ 500kW以上で受電する自家用電気工作物の工事をしていた。<br/>(※2「主任技術者選任又は解任届出書」(実務経験の現場のビル等の所有者が経済産業省へ提出している届出書)の写しの提出が必要。なお、実務経験証明書の証明者と「主任技術者選任又は解任届出書」に記載されている事業者が異なる場合は、証明者と事業者の関係を示す書類(委託契約書等の写し)の提出が必要になります。)</p> <p>ウ その他( )</p> <p>&lt;認定の場合&gt;</p> <p>ア 委託契約等により電気設備を保守管理していた。(ビル・工場等の受電設備の保守管理) {所属会社の証明が必要}</p> <p>イ その他( )</p> <p style="text-align: center;"><b>証明日は、申請時以前3ヶ月以内</b></p> <p>上記のとおり、電気工事士法に規定する実務経験を有することを証明します。</p> <p style="text-align: right;">平成 20年 3月 15日</p> |  |                |           |
| 所在地   | 〒〇〇〇-〇〇〇〇  |                |           |
| 会社名(事業所名)   | 京都株式会社 京都市上京区下立売通新町西入藪内町                           |                |           |
| 代表者氏名<br>(必ず雇用主が証明)   | 代表取締役 京都 次郎 <b>代表取締役印</b>                          |                |           |
| 電気工事業登録(届出)番号   | 京都府(登録・届出) 第 〇〇〇〇〇〇 号                              |                |           |
| 電話番号  | (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 <証明内容を確認する連絡先>                      |                |           |
| <b>必ず記入</b>   |  |                |           |

- ※1 一般用電気工作物の工事に従事していた場合
- (1) 第二種電気工事士免状取得日より実務経験が発生
  - (2) 一般用電気工作物の工事は、第二種電気工事士免状を取得しないと従事できません。
  - (3) 一般用電気工作物の工事については、第二種電気工事士免状取得後、3年以上の電気に関する工事に従事した経験が必要です。

- ※2 契約電力が500kW以上の自家用電気工作物の工事の場合は、電気工事士法の規制対象外であり、電気主任技術者の指導・監督の下であれば無資格で工事に従事することができるため、実務経験に算定できます。  
この場合、実務経験の現場のビル等の所有者が経済産業省に提出の「主任技術者選任又は解任届出書」の写しの提出が必要になります。

・次に示す電気工事は実務経験とみなされませんので、ご注意ください。

- ①電気工事士法施行令第1条に定める「軽微な工事」
- ②電気工事士法施行規則第2条の2に定める「特殊電気工事」
- ③電圧5万V以上で使用する架空電線路にかかる工事
- ④保安通信設備にかかる工事
- ⑤キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造
- ⑥標準的なエアコン設置工事
- ⑦無資格での一般用電気工作物の電気工事